

廃炉発官R1第258号  
令和2年3月30日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町1丁目1番3号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小早川 智明

福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画 変更認可申請書

核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条の3第2項の規定に基づき，別紙のとおり，「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」の変更認可の申請をいたします。

以 上

「福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画」について、下記の箇所を別添のとおりとする。

変更箇所、変更理由およびその内容は以下のとおり。

○福島第一原子力発電所 特定原子力施設に係る実施計画

2017年7月10日の原子力規制委員会における、原子力発電事業に取り組む上での7つの基本的な考え方に関する意見交換の内容を踏まえ、同年8月25日、原子力規制委員会に回答文書を提出した。原子力規制委員会への回答文書の反映に伴い、下記のとおり変更を行う。

Ⅲ 特定原子力施設の保安

第1編（1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉に係る保安措置）

第1章 総則

第2条

- ・原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

第2章 品質保証

第3条

- ・原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

附則

- ・原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

別添

- ・原子力規制委員会への回答文書を新規記載

第2編（5号炉及び6号炉に係る保安措置）

第1章 総則

第2条

- ・原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

第2章 品質保証

第3条

- ・原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

附則

- ・原子力規制委員会への回答文書の反映に伴う変更

別添

- ・原子力規制委員会への回答文書を新規記載

以上